平成２１年（フ）第１０９７号
兵庫県尼崎市高田町４番３―406号
債務者　積　孝市郎
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１３２号
兵庫県尼崎市食満３丁目15番１―201号、前住所兵庫県尼崎市食満３丁目４番１―909号
債務者　山下　睦子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１３９号
兵庫県尼崎市立花町２丁目23番22号クイーンコート立花201、前住所兵庫県西宮市一里山町７番３―505号
債務者　細田ひとみ（旧姓松嶋）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７５号
兵庫県尼崎市名神町１丁目18番22号　プリエール尼崎708号、前住所兵庫県尼崎市西難波町２丁目５番７号　西難波ハイツ203
債務者　門戸　広子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２８号
奈良県生駒市俵口町1135番地
債務者　丸野　輝實
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３４６号
鳥取県鳥取市桂見628番地13
債務者　加納　章彦
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４２号
鳥取県西伯郡大山町鈑戸1058番地
債務者　川上　智浩
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２５４号
鳥取県米子市淀江町佐陀1095番地26
債務者　山田　佳邦
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９７号
広島県世羅郡世羅町大字本郷689番地７
債務者　久保　光吉
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
広島地方裁判所尼道支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
広島県三原市沼田東町末光５番地８
債務者　高砂　智昭
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
広島地方裁判所尼道支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
広島県尾道市高須町5085番地８
債務者　神原　英夫
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
広島地方裁判所尼道支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
広島県三原市西宮２丁目３番８号
債務者　吉本二三男
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
広島地方裁判所尼道支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
山口県下関市長府古城町２番Ｒ11―303号市営長府古城住宅、前住所山口県下関市彦島江の浦町２丁目１番23―402号
債務者　上濱　淑美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７４９号
愛媛県松山市萱町６丁目20番地１　ヴィラＬＡ007―105号
債務者　岸上　敏夫
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７５８号
愛媛県伊予市本郡139番地
債務者　宮﨑　年男
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７５９号
愛媛県伊予市本郡139番地
債務者　宮﨑あけみ
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７７６号
愛媛県松山市古三津６丁目８番28号　ハイツ山西１－２
債務者　石角　淳夫
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
松山地方裁判所